

新潟市食品衛生法違反等に係る公表基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）

第69条の規定による法又は法に基づく処分に違反した者の名称等の公表及び食品衛生上の危害の発生を防止するため市長が特に必要があると認める食品衛生上の危害の状況についての公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「違反食品等」とは、法違反が確認された食品、添加物、器具、容器包装又はおもちゃをいう。
- (2) 「消費者事故等」とは、消費者安全法（平成21年法律第50号）第2条第5項に規定する事故又は事態をいう。
- (3) 「重大事故等」とは、消費者安全法第2条第7項に規定する事故又は事態をいう。
- (4) 「不利益処分」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する処分をいう。

(公表)

第3条 市長は、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、次の各号に掲げる場合について、速やかに公表するよう努めるものとする。なお、公表は、あくまでも食品衛生上の危害の発生を防止するため、市民に食品衛生上の危害の状況を情報提供することを目的として行うものであり、法又は法に基づく処分に違反した者に行政上の義務の不履行を履行させ、世論の批判を喚起させ、及び制裁を与える目的であってはならない。

- (1) 法第59条（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）、

第60条（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）及び
第61条（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規
定による不利益処分を行った場合

- (2) 消費者事故等又は重大事故等が発生した場合
- (3) 不利益処分を伴わない家庭内等の食中毒であって、市長が、市民への注意喚起のため、当該食中毒の状況を公表する必要があると認めた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が、危害の発生又は拡大の防止のため、当該危害の状況を公表する必要があると認めた場合

（公表の方法及び期間）

第4条 前条の規定による公表は、報道機関への情報提供及び新潟市ホームページへの掲載により行うものとする。

2 前項の新潟市ホームページへの掲載により公表をする場合における当該公表の期間は、公表を行った翌日から起算して14日を超えない期間とする。ただし、違反食品等の回収の情報等の公表で当該違反食品等の保存期限が14日を超える場合は、当該期限まで延ばすことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、健康被害の程度及び社会的な影響等を勘案して市長が必要と認める場合は、公表の期間を延ばすことができるものとする。

（公表の内容）

第5条 第3条の規定による公表（同条第4号に規定する場合に係る公表を除く。）は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 不利益処分を受けた営業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 違反食品等の名称及び当該違反食品等が特定できるロット及び期限等の情報
- (3) 不利益処分の対象となった施設の名称及び所在地

- (4) 不利益処分の根拠条項
- (5) 不利益処分の理由
- (6) 不利益処分の内容
- (7) 不利益処分を行った措置状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 第3条第4号に規定する場合に係る公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 食品等による健康被害の発生状況等の概要
- (2) 健康被害の原因となった食品等の名称
- (3) 保健所が行った措置の状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、食品衛生上の危害発生の防止に支障がないと認める場合は、個人に関する情報等を公表しないことができる。

(関係機関との協議)

第6条 第3条の規定による公表をする場合は、関係機関と事前に協議し、個人に関する情報の保護に十分配慮して行うものとする。違反食品等の原因施設（製造者又は輸入者等の所在地）が市外にある場合は、事前に当該施設を所管する行政機関と十分協議してから行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。